

新潟市子ども条例推進に係る取組概要

1 取組概要

新潟市は、子どもの権利を守り、健やかな育ちを支援していくために制定された「新潟市子ども条例」について、権利の主体である子どもや市民への周知・啓発を進めるとともに、子どもの権利推進委員会を設置し、市の取組への助言や子どもの権利擁護の方策に関する検討を行います。

2 令和4年度取組

(1) 権利の主体である子どもに向けた周知

小学生や中高生など成長に合わせた内容で周知資料を作成し、教育委員会とも緊密に連携しながら、権利の主体である子どもたちに、条例の内容を周知します。

(2) 子どもに関わるおとな（保護者、施設関係者、事業者、市民）に向けた周知

子どもが有する権利や子どもに関わるおとなの責務といった条例の内容について、複数の広報媒体やSNSなどを活用し、幅広く市民向けに周知します。また、5月5日から11日までの子どもの権利週間（＝児童福祉週間）や11月の子どもの権利月間（児童虐待防止月間）において、他の事業と連携した周知・啓発事業を実施します。

(3) 子どもの権利推進委員会における検討

本条例の周知・啓発の取組や推進計画等について助言を得るとともに、本市における子どもの権利擁護の方策について検討するため、有識者からなる子どもの権利推進委員会を設置します。

3 事業スケジュール（予定）

項目	R4.4	5	6	7	8	9	10	11	12	R5.1	2	3
周知・啓発		子どもの権利週間		子どもへの周知 (学校連携)				子どもの権利月間				●認知状況アンケート
子どもの権利推進委員会				●第1回会議		子どもの権利擁護の方策等検討					●第2回会議	

5月5日から11日は 新潟市子ども条例に基づく

「子どもの権利週間」です



～全ての子どもが豊かな子ども期を過ごせるまちを目指して～
子どもの権利や健やかな成長について、みんなで一緒に考えてみましょう！

○概要

～新潟市子ども条例とは～（令和3年12月制定、令和4年4月施行）

子どもの権利を保障し、おとなの責務を明らかにすることで、全ての子どもが豊かな子ども期を過ごせるまちの実現を目指し制定されました。

【子どもにとって大切な権利】

- 安心して生きる権利
- 自分らしく生きる権利
- 豊かに生き、育つ権利
- 身近なおとなとの受容的な関係を作る権利
- 社会に参加する権利

【おとなの責務】

全ての子どもの成長を社会全体で支えよう。

子どもに接するおとなが、それぞれの役割に応じた取組を連携・協力していくことが大切です。

市、事業者、保護者、市民、
学び・育ちの施設の関係者

子どもの権利週間

「新潟市子ども条例」に基づき、子どもの権利について関心及び理解を深めるため、5月5日子どもの日から11日までを「子どもの権利週間」と位置づけ、様々な機会を捉えて周知・啓発を行う取組です。

児童福祉週間

厚生労働省が全国の自治体に呼び掛け、子どもの健やかな成長について国民全体で考えてもらうことを目的に、児童福祉の向上に向けて、周知・啓発などに取り組みもので、毎年実施されています。

○取組内容

◆こども創造センター「GWスペシャル」イベントとの連携

5月3日～5日

5月5日（木・祝）は新潟市子育て応援キャラクター「ほのわちゃん」も登場！
民間企業と連携した周知・啓発も実施。イベント詳細は別添チラシをご覧ください。

◆市内児童館や子育て関連施設における新潟市子育て応援キャラクター

「ほのわちゃん」の塗り絵の配付と掲示

◆市役所本庁舎における懸垂幕の掲出

イベントの詳細、児童館等の塗り絵の実施予定などは市HPよりご覧ください。
（「新潟市子ども条例」ページ内）

スマートフォンの方はこちら⇒



【お問合せ先】

新潟市こども未来部こども政策課 担当：吉岡・押味
電話：025-226-1193（直通）
FAX：025-224-3330
E-mail：mirai@city.niigata.lg.jp